

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 9月 7日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	非常用ディーゼル発電設備(B)潤滑油プライミングポンプ点検において、軸継手内径と軸の隙間に許容値超えが認められたため、当該軸継手を点検・修理。	GⅢ	
2	3・4号廃棄物処理設備	固化系ドラムハンドリング設備用油圧ユニットにおいて、油圧ポンプ軸継手部より異音の発生が認められたため、当該軸継手部を点検・修理。なお、通常運転には支障なし。	GⅢ	
3	その他	一次水処理設備制御室計算機用無停電電源装置において、バッテリーの劣化が認められたため、当該バッテリーを点検・修理。	対象外	